



先日まで半ズボン履いていたのに、急に寒くなって今日はジャケット……。近頃は夏が過ぎると突然冬がやって来る。秋の味覚や読書も好きですが、秋晴れの日背中に暖かさを感じて歩くのが好きな私、四季がぼんやりとしてきた昨今、とても寂しいのです。秋は素敵な季節なのに……。

## 障害者差別解消法が改正されました

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」(正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

### そもそも差別とは？

客観的に正当かつやむを得ない理由と認められる特別な事情が無いにもかかわらず、**不均等待遇**を行う事又は**合理的配慮**を怠ること

### 合理的配慮の提供とは？



事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたとき、**負担の重すぎない範囲で対応すること**と定義され、対象となる障害のある人とは、手帳を所持している人だけに限りません。

#### <合理的配慮の具体例>

- **意思疎通**のために、絵や写真、タブレット端末などを使う
- **段差を越える時**に、スロープなどを設置するなどの補助をする
- 本人以外が記入することに問題の無い書類であれば、**意思を確認しながら代筆**するなど



障害者差別が疑われる、あるいは合理的配慮が提供されていないと感じたら

アオーレ1階福祉窓口 または 福祉課 障害活動係 39-2343



まで、ご相談ください

相談支援事業所「障がい者支援センターさんわ」さんにおじゃましました。



長岡市東新町1-6-8 ☎0258-86-6711 ✉sanwa.soudan@beetle.ocn.ne.jp  
職員体制:相談支援専門員 5名

Q.障がい者支援センターさんわってどんな事業所?

A.平成21年10月に開設した相談支援事業所です。平成29年に三和町から現在の場所に移転しました。勤続15年以上のベテラン、福祉分野以外から入職した社会経験豊富な相談支援専門員などで、約200名の利用者に対応しています。

Q.相談支援の大変さは?

A.家族の在り方が多様化し、複合する課題を抱えた相談が多くなりました。そのため、障害福祉サービスの利用だけで解決できないような、他分野の支援者との連携が必須なケースが増えています。それでもこの仕事を続けていけるのは、少しでも相談者の生活の質が向上した、と実感できる瞬間があるから。そこが大きなやりがいでもあります。

Q.事業所の雰囲気は?

A.気になること、困ったことがあれば気兼ねなく共有、相談できる良い雰囲気です。長時間残業などもなく、子育て世代の職員への配慮もあり、働き方改革を実感しています。

Q.あなたのリフレッシュ方法は?

A.林所長→料理が好きで、週末には色々作っています。事務所にランチを作って持ってくることもあり、職員の皆さんに味見してもらっているんです。(職員の皆さん:所長が作って来てくれた、スープカレーや餃子はとってもおいしかったです♪)取材でも、おいしいスイーツやランチのことなどが続々と話題に。皆さん美味しいものを食べるのが大切なリフレッシュの様でした。



オイラ、カレーライスもスープみたいなシャバシャバなやつが好き

シャバシャバカレーに醤油をかけて食べるキミヲくん……、以前から少しだけ恐怖でした

～本誌をご活用ください～

研修会をPRしたい、事業所を紹介したいなど、ご要望は障害者基幹相談支援センターまで

長岡市表町2丁目2番地21(社会福祉センター トモシア2F)

0258-39-2362 0258-86-0220 (FAX) n-kikan-soudan@city.nagaoka.lg.jp

